

「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」の計画期間の延長 および次期計画の策定期間について

1 現行の計画期間

- ・ 「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」の計画期間は、平成30年度から令和4年度の5年間としていました。

2 国の「健康日本21(第二次)」の動向



- ・ 県計画と同じく令和4年度に終期を迎える国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(健康日本21(第二次))は、医療費適正化計画、医療計画および介護保険事業支援計画の次期計画と期間を一致させるため、計画プランを1年延長し終期を「令和5年度」としました。
ただし、現計画の目標年度および数値目標については、期間の延長に伴う変更は行わないこととしています。
- ・ 国の令和6年度次期プランは令和5年春ごろ公表予定であり、国は都道府県に対し、令和5年度中に次期健康増進計画の策定準備を進めるよう求めています。

3 第4次元気な福井の健康づくり応援計画の計画期間と次期計画の策定期間

- ・ 国の現計画が1年延長されることに伴い、県の現計画も計画期間を1年延長し、平成30年度から令和5年度の6年間とします。
- ・ 次期計画は、国の次期プラン公表後に計画期間や数値目標を踏まえ、令和5年度中に策定し、令和6年度から開始することといたします。

参 考

【主な関連計画の計画期間】

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
国	健康日本21(第二次)					
県	第4次元気な福井の健康づくり応援計画					
	第3次福井県医療費適正化計画(H30.4~R6.3)					
	第7次福井県医療計画(H30.4~R6.3)					
	第3次がん対策推進計画(H30.4~R6.3)					